

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	史跡黒浜貝塚の使用料の還付		
根拠法令及び条項	蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例第16条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	令和 4年 4月 1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 14日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和4年 4月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 史跡の管理上特に必要があるため、教育委員会が行為の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により、史跡を利用することができないとき。
- (3) 使用者が、使用料を納付した後、教育委員会規則で定める日までに行為の許可の取消し又は変更の申出を行い、当該許可の取消し又は変更を受けたとき。